

第24回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成20年11月25日(火)午後1時30分～
- 2 場 所 ホテル談露館 山脈
- 3 出席者 委員(敬称略) 芦澤公子、飯窪さかえ、石井迪男、石川 恵、井上かよ子、風間ふたば、片谷教孝、金子栄廣、三枝悦夫、塩沢久仙、篠原義明、角田謙朗、内藤順造、中井道夫、中込司郎、中村 司、中村照人、中村文雄、成澤栄子、二宮 勝、山本紘治、湯本光子、渡辺一彦
県 横内知事、戸島森林環境部長、橘田理事、石山参事、宮島森林環境総務課長、渡邊環境創造課長、森沢大気水質保全課長、橘田環境整備課長、望月みどり自然課長、岩下森林整備課長、時田廃棄物不法投棄対策室長、遠藤森林環境総務課総括課長補佐
- 4 次 第
 - (1) 第24回審議会
 - ア 開会
 - イ 知事あいさつ
 - ウ 新委員の紹介
 - エ 議事
 - オ その他
 - (2) 閉会
- 5 議事に付した事案の件名
 - (1) 会長、副会長選出
 - (2) 部会委員及び部会長の指名について
 - (3) 地球温暖化対策条例(案)について
 - (4) 報告
「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」について

6 議事の概要

13:30	1 開 会
司会	<p>定刻となりましたので、ただ今から、第24回山梨県環境保全審議会を開会いたします。</p> <p>まず、はじめに委員の委嘱でございますが、本来でありますと一人ひとり委嘱状をお渡しすべきところではありますが、お手元に配付させていただいております。</p> <p>これをもちまして、委嘱に代えさせていただきたいと存じますので、ご了承願います。</p>
	2 知事あいさつ
司会	<p>それでは、次第に従いまして、知事からあいさつを申し上げます。</p>
知事	<p>山梨県知事の横内でございます。</p> <p>皆様には、この度、山梨県環境保全審議会の委員をお引き受けいただくとともに、本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、県政の推進につきまして、それぞれのお立場でご支援、御協力をいただいている事につきまして、感謝申し上げます次第です。</p> <p>本年は、7月に洞爺湖サミットが開催をされ、国内でも地球温暖化の防止に向けた様々な議論が活発に行われています。</p> <p>今年は、地球温暖化防止に向けての、大きな世界的な一歩を踏み出す年になったわけではありますが、国内においても、地球規模での環境問題についての、国民の関心が一段と高まった年でありました。</p> <p>本県といたしましても、これを一つの契機として、持続可能な社会構築への道筋をつけていかなければならない、このように考えております。</p> <p>現在、本県では、環境の問題につきましては、「豊かな環境の保全と継承」、並びに「循環型社会システムの構築」の2つを政策の柱といたしまして、本県の特性に合った地球温暖化防止対策、あるいはレジ袋削減をはじめとする廃棄物対策などの施策に、積極的に取り組んでいるところでございます。</p>

こうした取り組みを通じて、山梨県独特の豊かな自然や、きれいで豊富な水と緑と景観を守り、次の世代に引き継がなければならないと考えております。

とりわけ、温暖化につきましては、将来にわたって本県の自然・生活環境に大きな影響を及ぼすものであり、速やかな対応が求められております。

このため、12月県議会におきまして、まず、県独自の地球温暖化対策条例を制定し、年度内には、対策実行計画を策定して参りたいと考えております。

本日は、そういったことにつきましても、御議論いただく事になっております。

この環境保全審議会は、本県の環境保全に関する基本的な事項をはじめとして、法律や条例に定められた案件について御審議いただく重要な会議であります。

会議におきましては、本県ならではの豊かな環境を保全・継承していくため、それぞれの御専門の立場から御意見や御提言をいただければありがたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれ、環境について高い見識をお持ちの方々でございますので、忌憚のない御意見、そして活発な御議論を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

3 新委員の紹介

司会

続きます、今期新たに委員に就任されました皆様をご紹介します。

お手元の名簿をご覧ください。

NPO法人みどりの学校理事長

芦澤 公子(あしざわ きみこ)委員

桜美林大学教授

片谷 教孝(かたたに のりたか)委員

今回新たに導入いたしました、公募により選任されました

三枝 悦夫(さいぐさ えつお)委員

山梨県商工会議所連合会 甲府商工会議所環境問題委員長

篠原 義明(しのはら よしあき)委員

公募により選任されました
成澤 栄子（なるさわ えいこ）委員
山梨県森林組合連合会 代表理事副会長
二宮 勝（にのみや まさる）委員
本日、所用によりご欠席です、山梨大学教授
飯島 純夫（いいじま すみお）委員

4 議 事

次に、議事に進みたいと思いますが、知事におきましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

知事退席

司会

まず、はじめに、本日の資料の確認をお願いします。
事前にお送りさせていただきました資料といたしまして
本日の「次第」
山梨県環境保全審議会・審議資料
資料 1 地球温暖化対策条例（案）について
資料 2 「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」について
の4点
それに、本日、お手元にお配りしました資料といたしまして
「座席表」
第5期山梨県環境保全審議会委員名簿
資料1 - 2 地球温暖化対策実行計画（案）について

以上の7点の資料がお手元にありますでしょうか。

資料が無い方はお申し出ください。

表紙に「山梨県環境保全審議会・審議資料」と書いてある資料は、この審議会の設置、会長・副会長の選出、部会長の指名などの根拠となる条例等を抜粋した資料と、この審議会において、委員の皆様へ審議をお願いする事項についてお示しした資料です。

司会

次に、本日の出席状況についてであります。
本審議会の委員は30名です。
本日は、そのうち、23名の出席をいただいております、過半数に達しておりますので、規程により本審議会が成立していることをご報告い

たします。

また、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様にはご了解をいただきたいと思います。

(1) 会長、副会長の選出

司会

それでは、議事に入ります。

まず、「会長の選出」を議題といたします。本来であれば、仮の議長を選出して議事を進めるところですが、司会の方で、議事を進行させていただいてよろしいでしょうか。(会場より異議なしの声)

本審議会の会長の選任につきましては、「山梨県附属機関の設置に関する条例第5条」に基づき、委員の互選によることとなっております。

ご提案がございましたら、お願いします。

司会

はい、どうぞ。

委員

今までこの審議会の会長に、中村文雄先生をお願いして参りまして、大変上手にまとめていただいております。

今回、地球温暖化対策部会も加わりまして、大変かと存じますが、中村文雄先生に是非引き続き会長をお願いしたいと考えております。以上でございます。

司会

中村文雄委員を会長に、という御提案をいただきましたが、他に意見がございますでしょうか。

会場より

(異議なしの声)

司会

「異議なし」との声をいただきました。中村文雄委員を会長に、という御提案に、ご異議はございませんか。よろしければ、拍手をもってご賛同をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今、選出されました、中村文雄会長に、議長席にお移りいただき、一言、ご挨拶をお願いします。

<p>中村文雄会長</p>	<p>中村文雄会長、議長席へ移動</p> <p>ただ今、ご紹介いただきました、中村でございます。ご推薦いただきましたので、大変僭越ではございますが、本審議会の司会役を担当させていただくということといたしまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>1992年の国連地球サミットにおけるリオ宣言やアジェンダ21の中には、ただ今、知事さんの御挨拶の中にもございましたような、持続可能な開発や持続可能な社会という理念が生かされていることは、ご案内のとおりでございます。</p> <p>このリオ宣言と若干時期を異にしますが、UNEP（ユネップ）などによる世界環境保全戦略の中に、持続可能な社会の実現に向けての基本原則が9項目あります。</p> <p>その中に、生活の質を改善する、あるいは生活態度や習慣を改善するという、ライフスタイルの改善に関わる事が2項目あります。</p> <p>また、地域の環境は地域自らが守るべきだ、という事が記載されています。</p> <p>この事はすなわち、持続可能な社会の実現には、国の取り組みもさることながら、世界を構成する各個人のライフスタイルの改善、および、それぞれの地域において環境改善に取り組む事が大切だということを行っていると感じますが、こういった考え方は、ほとんど全ての地域、人々が共有しています。そうした考え方のもと、それぞれの地域において、色々な施策が実行されていると理解しています。</p> <p>最近の山梨県におきましては、環境基本条例や環境基本計画、あるいは環境影響評価条例などが施行され、実行されています。</p> <p>まさに環境基本法の理念に則った施策が着実に実行されているということは、大変喜ばしいことだと思います。</p> <p>とはいえ、環境負荷の低減化、あるいは個人のライフスタイルの改善、産官学あげて地球環境保全への取り組み等、更に充実すべき課題が山積しているように思います。</p> <p>こういった意味から、将来の山梨県の環境保全に向けて、本審議会が果たすべき役割は大変大きいと認識しております。</p> <p>環境の創造と保全に向けて、本審議会がその役割を果たせるよう、委員の皆様のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
---------------	--

司会	<p>ありがとうございました。本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いします。 中村 会長、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、議事を進行させていただきます。 「副会長」の選出についてですが、これについても委員の互選となっております。御提案がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>会長さんに一任でお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ただ今、「会長一任」のご発言がございました。ご異議ございませんでしょうか。</p>
会場より	<p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>それでは、副会長の選任につきましては、ご一任いただきましたので、指名させていただきます。 ご多忙のところ、大変恐縮でございますが、前期もお願いいたしました、飯窪さかえ委員さんに、引き続き、副会長をお願いしたいと存じます。 よろしければ、拍手をもってご賛同願います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>(2) 部会委員及び部会長の指名について</p>	
会長	<p>それでは、次に、本審議会には、「鳥獣部会」と「温泉部会」、「廃棄物部会」、「地球温暖化対策部会」の4部会が設置されておりますが、部会の委員及び専門委員は、条例施行規則により会長が指名することとなっております。 そこで、鳥獣部会につきましては、</p> <p style="padding-left: 40px;">井上(いのうえ)委員 三枝 正文(さいぐさ まさぶみ)委員 高村(たかむら)委員 中村 司(なかむら つかさ)委員</p>

中村 照人（なかむら てるひと）委員
二宮（にのみや）委員
深沢（ふかさわ）委員
望月（もちづき）委員
山本（やまもと）委員
湯本（ゆもと）委員

の10名にお願いしたいと思います。

温泉部会につきましては、
私のほか、

飯島（いいじま）委員
石川（いしかわ）委員
風間（かざま）委員
角田（つのだ）委員
中井（なかい）委員

の5名にお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします
なお、「温泉部会」におきましては、温泉の掘削等の許可についての審議をしていただくことから、他の源泉への影響など事業者の意見を反映させる必要があるため、県内の温泉事業者5名が、「専門委員」に委嘱されます。

これらの方々を加え、「温泉部会」を構成したいと思います。

廃棄物部会につきましては、
私のほか、

芦澤（あしざわ）委員
飯窪（いいくぼ）委員
石井（いしい）委員
金子（かねこ）委員
中村 照人（なかむら てるひと）委員

の5名にそれぞれお願いしたいと存じますので、ご了承願ひます。
なお、「廃棄物部会」におきましても、廃棄物の発生の抑制、再利

用、適正処分など、廃棄物の諸問題を総合的に審議する必要があることから、専門家5名が専門委員に委嘱されます。

これらの方々を加え、「廃棄物部会」を構成したいと思います。

地球温暖化対策部会につきましては、私のほか、

石井（いしい）委員

中井（なかい）委員

に引き続きお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

「地球温暖化対策部会」におきましても、各分野の専門家9名が専門委員に委嘱されております。

これらの方々を加え、「地球温暖化対策部会」を構成したいと思います。

次に、部会長についてですが、規程により、会長が指名することとなっております。

これにつきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、

「鳥獣部会」は、中村 司（なかむら つかさ）委員に、

「温泉部会」は、角田（つのだ）委員に、

「廃棄物部会」は、金子（かねこ）委員に、

「地球温暖化対策部会」は、中井（なかい）委員にそれぞれ部会長をお願いしたいと存じますので、引き続きご協力をお願いいたします。

以上、部会の委員及び部会長の指名でございました。

（３）審議事項

会長

次に、審議事項に入らせていただきます。

「地球温暖化対策条例（案）について」を議題とします。

この件につきましては、地球温暖化対策部会において専門的な調査検討が行われております。

まずはじめに、事務局から、山梨県の温室効果ガスの排出状況等について説明をいただき、その後、中井部会長さんから、部会の審議

	<p>結果の報告をお願いします。</p>
環境創造課長	<p>資料NO.1、NO.1-2により、環境創造課長が説明</p>
会長	<p>ありがとうございました。引き続き、部会長さんからの報告をお願いいたします。</p>
地球温暖化対策部会長	<p>地球温暖化対策部会長の中井です。事務局から詳しい説明がございましたけれども、部会での審議結果について、御報告いたします。</p> <p>地球温暖化対策部会は、地球温暖化対策条例及びその実行計画について、専門的な見地から集中的に審議するために設置されたものでございます。</p> <p>県内外の有識者12名により構成され、全4回にわたり審議をしてきたものでございます。</p> <p>審議のプロセスでございますが、温室効果ガスの主要部分である二酸化炭素の排出状況についての現状認識や問題点の洗い出し、今後の施策にどう結びつけていくか、という観点により集中的に議論をし、最終的な形で地球温暖化対策条例及び実行計画の案を取りまとめた段階でございます。</p> <p>更に、今回提出をさせていただいている条例は、他県の条例も参考にしながら、部門ごとに対応した分野について、特に山梨県に特徴のある施策を作り出そうということで審議したものでございまして、事務局原案が「異議なし」ということで認められたことを報告します。</p> <p>なお、二酸化炭素排出抑制計画の対象となる110の事業者、これについては、今後の運用状況を見ながら、更に対象となる事業者を見直していくべきであろう、という意見が出たことを御報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局及び部会長さんからの説明が終わりました。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。</p>
委員	<p>先日土曜日の山梨日日新聞の記事に、会議の大まかな資料が掲載されておりました。私に送っていただいた資料の中に、「審議会当日まで、資料の公表は差し控えていただきたい。」旨が記載されてい</p>

	<p>たこともありますので、記事が掲載された経緯を教えてくださいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の方からお願いします。</p>
<p>環境創造課長</p>	<p>土曜日に記事になりましたのは、その前日、金曜日に地球温暖化対策部会がございまして、その部会もオープンな形で議論させていただいておりましたので、その時の内容が記事になっているということでございます。</p> <p>委員の先生に資料をお送りした時には、審議会開催までは外部に対して非公表ですというただし書きをさせていただきましたが、金曜日に部会が開催され、内容はオープンになっておりますので、土曜日には記事が出た、という経緯でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは、他に御意見ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど細かい説明があり非常によくわかりましたが、その中で、事業者には計画書及び報告書の提出をお願いしたいという話がありました。</p> <p>その部分は色々な議論が出たのだと思いますが、山梨県では、企業が引き上げようとしている状況があるのではないかと思います。そういった中、さらにそのような義務が課されるというのはどうかと心配しています。</p> <p>企業誘致という大きな方向性が一方にあり、また一方で計画書等の提出義務があるということで、これらのつじつまをあわせる必要があると思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局どうぞ。</p>
<p>環境創造課長</p>	<p>今の御意見は、企業にとって過度の負担にならないようにという御配慮からの発言かと思いますが、我々が今回、この制度を検討するに当たりまして、先行事例を調べたりですとか、県内の状況などを踏まえまして、（エネルギーの年間使用量が原油換算で）1,500キロワット以上の比較的大きな事業所を対象にさせていただいた訳です</p>

	<p>が、計画を作るに当たりまして、県の方でこれだけ削減しなさいとか、この企業はこれだけ削減しなさい、という義務を課すわけではございません。</p> <p>あくまでも事業者自身の判断で計画や目標の内容は考えていただき、また目標に対してどのような措置をとっていくのかも事業者自身で判断していただく内容とさせていただきますので、県としても、過度の負担にはならないように、当然、経済活動の足かせともならないよう、環境と経済のバランスを取るような方向で考えて参りましたので、そこは配慮をしているということをご理解いただきたいと思えます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。ただ今の件につきまして、部会長さんの方から何かコメントございますか。</p>
地球温暖化対策部会長	<p>温室効果ガスの排出抑制計画を110社に制限するというのが事務局の素案でございました。部会の審議の中では、これでは手ぬるいという意見も出ましたが、急激な変化は色々とひずみが出る可能性もありますし、110社に計画を出していただいて抑制をして、次の段階で見直そうではないか、という意見でまとまりましたことを報告いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にございますでしょうか。</p>
委員	<p>資料5ページに認証制度が設定してありますが、森林の適切な保全及び整備ということで、企業が森づくりに貢献した場合には認証制度があると受け止めていますが、これは実行計画の策定時に行われることかもしれませんが、山梨県の森林は国有林、民有林、県有林に分かれていて、植栽や下刈りを行う計画や具体的な方法、また地主に対してどうするか、といった事についてどんな考えをお持ちになっているか、例えば、県有地の中でこのような事ができるのかという事について、具体的なお考えがあればお聞かせください。</p>
環境創造課長	<p>次の議題、資料N0.2「やまなしの森・CO₂吸収認証制度について」の中で、具体的に説明いたしますが、基本的には、民有林を中心に事業所や団体に参加していただければ、と考えています。今、企業の森づくりという仕組みを県でつくってやっておりますが、それ</p>

<p>会長</p>	<p>をベースに県で吸収量を認証するというのが今回の制度の内容となっております。細かい内容につきましては、この次の議題でご説明させていただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどお話の出ました、110社の件でございますが、この110社で、県内のエネルギー消費のどれ位の割合を占めるのか、ということをお示しいただくとわかりやすくなるかと思えます。これは運輸部門も同じでございます。何台以上という仕切がございますが、それによって県内の運輸事業者のエネルギー消費のどの程度が捕捉できるのか、ということをお示しいただきたい。</p> <p>それから、最初にご説明いただいた山梨県の実態の件でございますが、運輸部門が大きいのは確かなのですが、全国の2倍という表現は、正しくありません。%と%を比較するのは正しくありませんので、これを示すのであれば、絶対量で比率を示す必要があると思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の方からお願いします。</p>
<p>環境創造課長</p>	<p>排出抑制計画の対象となる事業者がどれくらいの割合を占めているか、ということでございますが、産業部門と民生部門業務系ということで分けさせていただいておりますが、産業部門でカバーされるのが温室効果ガスの排出量をベースにいたしますと約37%、サービス産業の部分が約10%ということになります。</p> <p>運輸事業者の方は、全体の台数の約半分がカバーできるということになっております。</p> <p>それから、運輸部門の比率が全国の2倍という部分は、先生のおっしゃる通りで、構成割合が全国と比べてこうなっている、山梨県の一つの特徴であるということをご紹介させていただいておりますので、今後、表現の仕方には気を付けたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他にございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>今の説明でもう一度お伺いしたいのですが、110事業所で対策をとると、産業部門の排出量の37%が削減されると予想されているとい</p>

	<p>うことでしょうか。</p>
環境創造課長	<p>事業者が出している温室効果ガスの総量のうち、今回対象となる事業者が出している部分が37%になるという意味でございます。</p>
委員	<p>1,500キロリットル以上の事業者に対して事業計画を提出させる、また運輸部門に対しても同じようにする、といった事をする事によって、県としては、全体としてどの程度の削減が見込めるとお考えなのでしょうか。</p>
環境創造課長	<p>実行計画を策定する際に、どういう目標値を立てるかを現在検討しているという事をお話いたしました。この対策により県全体の温室効果ガスの排出量がどのように推移していくかを検討している段階でございます。今回の資料ではお示ししておりませんが、実行計画の詳しい全体像を本審議会で御説明させていただく際に、その部分も御説明させていただこうと考えております。</p>
委員	<p>もう一点、運輸部門の排出量が多い訳ですが、排出抑制計画の方ですと、対象事業者、これにはバス会社も含まれると思うのですが、そちらに対して、温室効果ガス排出抑制等に係る計画を立てさせる、これはこれでわかりますが、一方で、公共交通等の利用を促進する事により自家用車等の通勤を減らすという事を言っています。このあたりに矛盾があるように感じますが、県の方ではどのようにお考えでしょうか。</p>
環境創造課長	<p>できるだけ公共交通機関を利用させていただくのが望ましいのですが、バスでも、より温室効果ガスの排出が少ない車両の導入ですとか、そういった温暖化対策への取り組みがございますので、公共交通機関のサービス水準を下げることではなく、サービス水準の向上を目指しながら、温室効果ガスの排出量を減らす取り組みもさせていただくという趣旨の規定でございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
委員	<p>県の二酸化炭素排出の実態から、運輸部門と民生部門を何とかしないといけないという事で、自動車の使用抑制ですとか、公共交通</p>

機関の利用や自転車通勤を増やす内容になってはいますが、実際、公共交通は利用しにくくなっています。

例えば、増穂から甲府までバスに乗ってくると、片道800円以上、往復で1,600円以上かかり、便数も減って利用者も少なく、運賃も高くなるという悪循環で、利用しにくくなっているのが現状だと思います。

それから、自転車に乗ろうとしても自転車道が整備されていないので、歩道を走ることはできないですし、自転車が走るところがないというのが実態だと思います。

自転車道の整備ですとか、公共交通機関の整備ということもあわせて行う必要があると思います。

それから、家庭の電気使用量が増えているというのは、オール電化住宅がエコという名のもとで増えていることが原因だと思います。

調理や給湯や暖房のために電気を使うのは効率が悪いのですが、全部電気でやりましょうというのが普及されているので、家庭の電気使用量は増えていくのではないかと思います。

この点については、森林整備とうまく絡めて、間伐材やおがくずを暖房などに利用したり、うまく循環できるように考える必要があると思います。

会長

事務局からお願いします。

環境創造課
長

省エネ家電の普及につきましても、全部が良いという訳ではなく、熱源としてではなく、エアコンやテレビ、電気冷蔵庫を対象としておりまして、そのようなものについては、省エネ型の製品に切り替えていくことを促進していきたいと考えておりまして、今回こういう仕組みにさせていただいております。

交通関係につきましても色々御意見いただいておりますので、公共交通機関の維持整備ですとか、自転車道の関係につきましても、交通関係の部、それから県土整備部など、関係課とも調整して進めていきたいと思っています。

会長

よろしいでしょうか。温暖化対策は大変広範な領域に渡りますので、何かとこれから努力しなければならない事が残っていると思いますが、大いに努力していただきたい、という事だと思います。

委員

他にございますか。

参考資料として排出状況の現状を見せていただき、民生部門あたりが増えてきていると感じます。今後行動していく中で、民生部門家庭系について、考えをもたらしなければなりません。

環境問題の解決には、県民一人ひとりの意識をいかに変えていくかということが重要になります。

政策的には、実行計画の中の民生部門家庭系の中にある地球温暖化防止活動の推進、ライフスタイルの転換を図るわけですが、この中で、県の政策として今までやられている温暖化防止活動推進センターとの連携、県の温暖化防止活動推進員による普及啓発活動の推進、現在138名が委嘱されていると思いますが、この方達が、この計画の中の一番表にあると思います。

市町村との連携については、市町村行政とどう連携して推進員による啓発活動を進めていくのか、また、環境アドバイザーや環境カウンセラーといった人材の活用によって、大きく環境教育が進むような仕組みを生み出していく事が底辺の拡大になっていくと思いますので、啓発活動については、ここに重点をおくべきだと思います。

次に、地球温暖化対策条例につきましては、事業活動に対する温暖化対策の中で、エネルギー使用量が多い事業者110社に対しての対策や、一定台数以上の自動車を使用する事業者に対する対策など、きめ細かく出されていますが、この中身について、今の社会情勢の中で、果たしてこの110社を対象として、きちんとした計画を実施できるのか、ということを感じます。

排出抑制計画の中で、森林吸収量認証の説明では森林所有者と協定を結ぶということが書かれている訳ですが、この110社の事業者に対して、任意で実施していただくのがよいのか、又は110社の方が合意の上で協定を結びながらできるだけ努力をしていただける見通しをつけていくのがよいのか、という事について検討の必要があると思いますので、意見を申し上げたいと思います。

それから、電気の使用量については、委員からお話がありましたが、これは単にオール電化の事だけで増えているのではなく、核家族化が進む中で、山梨県でもかなり世帯数が増えており、世帯数の増加によりエネルギーの消費が効率的にできていないということが原因です。

<p>会長</p>	<p>こういった負の面も環境教育の中に入れていかなければならないと思います。</p> <p>それから、県下にあります自動販売機の数をごんごんできないかと考えています。</p> <p>全国でも500万台、全ての自動販売機を考えると電気の使用量は大きいと思います。これを山梨県独自の環境対策の中で取り組めないかと考えています。24時間稼働している自動販売機について、営業妨害にならない範囲で、夜間は廃止することなどについて、県民の声としては出ています。</p> <p>経済活動が伴う内容ですので難しいとは思いますが、電気使用量としては大きいと思いますので、こういった点も加味しながら、この計画は進めるべきかと思っています。</p> <p>ありがとうございました。4点御指摘がございました。事務局からお答えいただけますか。</p>
<p>環境創造課長</p>	<p>まず、環境教育に関係しまして、センターとの連携推進や、人材を活用すべきというお話でしたが、今年度、環境教育の指針を新たに策定いたしますので、指針作成と併せて人材活用についても考えていきたいと考えております。</p> <p>それから、排出抑制の計画については、県の方でも対象事業者は把握していますので、きちんと計画を出してもらうようお願いして参りたいと思っております。</p> <p>電気使用量につきましては、おっしゃるとおり、世帯数が増えているという現状がございます。オール電化ということで電気機器が増えているだけではなく、委員がおっしゃったとおり、世帯数が増えているという現状もございますので、そのような社会状況も踏まえながら、どうやって環境教育や普及啓発を行い、効果的に電気使用量を減らすかという事を、今後、環境教育の指針の策定ですとか、環境教育の施策を考えていく中で検討して参りたいと考えております。</p> <p>自動販売機については、部会の中でも議論がございまして、一つは、自動販売機の実態が県でもつかめておりませんで、どのような対策を実施したらよいのか、まだ有効な考えが出ておりません。</p> <p>それから、自動販売機を含めて、先ほど1,500キロリットル以上でという話でしたけれども、それ以外の中小企業も含めた事業者をどうする</p>

<p>会長</p>	<p>か、という議論で、まずは大きな所を押さえて、今後、運用状況を見ながら対象範囲の拡大を考えていくべきではないかという話がございましたので、自動販売機を含めた中小企業対策につきましては、今後の課題として引き続き検討していきたいと考えております。</p> <p>1,500キロリットル未満の事業者についても任意で排出抑制計画制度に参加できることになっていきますので、県としては、できるだけこういった事業者にも声をかけてできるだけ多くの事業者をこの制度の中に取り込んでいきたいと考えております。</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>条例案の6ページ、再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策の2行目、「電気を得るための」という表現で、この「電気」は全てを包括するのだと思いますが、先ほど説明していただきました実行計画案の中で、太陽光発電、小水力発電、燃料電池これら全てを含んだ言い方になっていると思うのですが、企業局の方では既に小水力発電開発支援室を設置されたとかで、今後10年間で20箇所くらいで小水力発電が可能になり、年間の二酸化炭素排出量が約1万2千トン削減されるとか、具体的な目標が出ておりました、特に富士川流域では更に91箇所適地があるということで、この「電気」という包括的な表現で全てを入れるという事だと思いますが、この実行計画案の中にありますように、太陽光発電、小水力発電、燃料電池というような言葉に置き換えていただく事を御検討いただけるかということです。</p>
<p>環境創造課長</p>	<p>条例の中には、再生可能エネルギーの定義を設けておまして、資料1の1ページに、主な用語解説がございますが、条例の中にも再生可能エネルギーの定義をしております。</p> <p>太陽光や風力や水力、バイオマスといったものを条例の中で定義しまして、こういったものを総称して再生可能エネルギーとしておりますので、再生可能エネルギーを利用するという中には、太陽光だけではなく、小水力発電といったものも含んでおります。</p> <p>それから、企業局の支援室についてですが、11月11日だったと思いますが、支援室は既に設置をされておまして、相談業務や情報提供業務を既に開始しているところでございます。</p>

<p>会長</p> <p>会場より</p>	<p>よろしいでしょうか。特に他にございませんか。 特にないようでございます。</p> <p>この条例に基づいて計画案が立てられて本審議会に提出されるという事でございますので、その折にでも関連のご質問をいただければと思います。</p> <p>それでは、「地球温暖化対策条例（案）について」はご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、当審議会として県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されましたので、そのように県に回答したいと思います。</p>
<p>（４）報告事項</p>	
<p>会長</p> <p>みどり自然課長</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>会長</p>	<p>次に、報告事項を議題とします。「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度について」を議題とします。この件につきまして、事務局から報告願います。</p> <p>資料NO.2により、みどり自然課長が報告</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。</p> <p>認証制度の認証対象事業について、一言発言させていただきます。対象事業について、これは危険を伴う作業です。例えば、間伐、枝打ち、それから除伐などがありますが、間伐などは、素人にはできません。先日も、チェーンソーで椎茸原木を伐りに行った方が、伐採木の跳ね返りに当たり、亡くなりました。そういう悲惨な事故がありますので、これらを充分気をつけていただいて、また、その事業を実施する方々が、万が一の保障などを、どこでどのように加入するのか、その辺をしっかりとっていただきたいと思います。以上です。</p> <p>事務局からお願いします。</p>

みどり自然課長	<p>今行われている主なものは新植で、植林が主なのですが、私どもとしては、できるだけ間伐でやっていただきたいという考えがございます。企業としては、社員が来て作業するというのもございまして、新植の方がやりやすい面もありますが、CO₂を吸収するという面では間伐の方がより効果があります。</p> <p>この制度の本来の目的が、山梨県の民有林の整備が進まないということのできた制度でございますので、間伐を主にさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、実際、間伐につきましては、企業の社員の方が来てボランティアでやるということはほとんどございまして、基本的には森林組合等の本来の業務の中でやっていただくことになるかと思えます。それについては、森林組合の方で保険もかけていますし、大丈夫だと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>間伐等の作業については、10年くらい経験を積まないと、一人前にはなりません。そのあたりに充分気を付けていただいて、事業者とも相談していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか。</p>
委員	<p>間伐や除伐されたものは、その場に放置しますと腐ってCO₂発生源になりますので、間伐されたものを使う仕組みを作ることが大事だと思います。山梨市では、果樹剪定枝を重油に代わる熱源として利用することを研究されていますので、建材に使えばよいのですが、建材に使えないようなものを利用する仕組みを考えないといけないと思えます。</p>
会長	<p>事務局にお願いします。</p>
みどり自然課長	<p>一つの事例として、企業の森で取り組んでいる箇所では、間伐したものをバイオマスの燃料にしようということをやっている企業もございます。そういう事をやれとはなかなか言えないと思えますが、推進されればよいと考えております。間伐したものも使いますが、枝などもバイオマスの燃料として使っていくような事業もござ</p>

<p>会長</p>	<p>います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>是非、温暖化の実行計画の中にも、バイオマスの活用を具体化できるように、ただ今の発言との関連においてお願いしたいと思えます。</p> <p>この件は、山梨県が持っている特徴を活用しようという、特色のある取り組みだと感じます。</p> <p>以上、報告を了解するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>最後に、その他についてですが、本日の審議、報告事項以外で何かありましたら、発言をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>議事については、以上で終了させていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
<p>3 閉 会</p>	
<p>司会</p>	<p>長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日予定いたしました議事は、全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして「第24回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。</p>